

官民協働による観光活性化事業に関する協定書

水戸市（以下「甲」という。）と茨城トヨペット株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定する。

（目的）

第1条 この協定は、観光交流人口の増加、地域経済の活性化を図るため、甲と乙との官民協働により実施するカーシェアリング事業をはじめとした観光活性化事業（以下「協働事業」という。）に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（協働する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、相互協力の下に協働事業を行うものとする。

- (1) 観光活性化に資するカーシェアリング事業の実施に関すること。
- (2) 観光施設や飲食店等観光振興に資する情報発信に関すること。
- (3) 観光施設を活用した新たなイベントの開催に関すること。
- (4) その他観光の活性化に資する事業に関すること。

2 前項第1号に掲げる事業は、社会実験として実施するものとし、カーシェアリングの利用状況等を踏まえた分析、検証を行うものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、適宜協議を行うものとする。

（協定の期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了1か月前までに甲・乙から書面による申し出がなければ、さらに1年間延長するものとし、その後においても期間が満了した場合と同様とする。

(個別協議)

第4条 第2条各号に掲げる協働事業の具体的内容は、甲・乙協議の上、別に定めるものとする。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、協働事業について知り得た秘密を他に漏らし、又は第1条の目的以外の目的のため使用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間終了後も、なおその効力を有する。

(疑義の決定等)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙押印の上、各1通を保有する。

令和元年7月3日

水戸市中央1丁目4番1号

甲 水戸市

水戸市長 高橋 靖

水戸市千波町2028番地の1

乙 茨城トヨペット株式会社

代表取締役社長 幡谷 定俊